

# 市町村職員研修計画（基本目標）

公益財団法人 宮崎県市町村振興協会  
平成25年3月定め（5箇年計画）

## はじめに

少子高齢化による人口の減少、情報化の急速な進展、地球規模の環境問題の顕在化など、今日の社会情勢は目まぐるしく変化している。

平成12年には「地方分権一括法」が施行され、市町村合併や権限・税源移譲などの地方分権改革が行われてきた。さらに、平成19年4月には「地方分権改革推進法」の施行、平成22年6月には「地域主権戦略大綱」が閣議決定され、自治事務の義務付け等が進められている。

これからの各市町村及び一部事務組合（以下「各自治体」という。）は、自治体固有の課題に加え、自己決定・自己責任の原則のもと「政策自治体」へと変わることが求められている。

そして、限られた経営資源の中で日々高度・複雑化していく住民ニーズに対応し、住民起点の行政を実現していかななくてはならない。

その担い手となる各自治体職員には、時代の要請に柔軟に応えられる創造性や積極性、高い能力が求められており、「人材育成」がこれまで以上に重要な課題となっている。

## 1 市町村振興協会(職員研修センター)の目標

公益財団法人宮崎県市町村振興協会の職員研修センター（以下「協会」という。）では、各自治体が掲げている求められる職員像を踏まえつつ、人材育成を支援するために、多様な研修機会を提供するとともに、積極的に各自治体が抱える課題に挑戦し、対応できる職員を養成することを目標に定める。

## 2 市町村振興協会の基本的な役割

### (1) 基本的な役割

これまで協会は、各自治体における職員研修を代替し、または補完する役割を担い、その職員を対象に様々な研修を実施してきた。

協会には、集合研修機関としてそのスケールメリットを生かした研修を実施するとともに、分権時代を踏まえた各自治体のニーズの変化に的確に対応するため、より高度で先進的な内容の研修を充実していくことが求められている。

そこで、今後とも協会は、各自治体の人材育成を支援・補完する機関として多様な研

修メニューを提供し、各自治体がそれぞれの人材育成の方針に合わせて主体的に選択できる研修を実施していく。

## (2) 各自治体と協会のすみ分けの基本的な考え方

いうまでもなく人材育成は、時代を超えて続く課題である。この課題を解決し、目標を達成するために各自治体と相互に連携協力するとともに、研修実施にあたって、できるだけ重複を避けるよう研修機能を分担する。

### ア 各自治体の研修

- (ア) 各自治体が独自に取り組む政策課題に関連するもの
- (イ) 財務会計や住基関係のシステム等の日常業務に関する実務、知識、技能に係るもの
- (ウ) 職場体験に係るもの
- (エ) 当該組織員として連帯感、使命感を高揚するもの
- (オ) 職場研修や自己啓発を促進するもの

### イ 協会の研修

- (ア) 各自治体に共通的なもの
- (イ) 各自治体が独自で実施することが困難なもの
- (ウ) 各自治体職員の相互交流を深め、情報交換ネットワークづくりに役立つもの
- (エ) 行政課題、研究技法等において先導的な実施が必要と思われるもの
- (オ) 高度の専門的知識及び技能を修得するためのもの

## 3 育成を図る主な能力

研修の実施に当たっては、管理能力・政策形成能力・法務能力・業務遂行能力・意識改革及び専門実務能力の向上を軸として次に掲げる能力の向上を主眼におくこととする。

### (1) 選択研修(能力開発研修)

#### ア 組織の一員として戦略的な自治体経営を担うことのできる管理能力

組織が目的に沿って的確に機能するうえで必要な「自己管理能力」「業務管理能力」「人事管理能力」の向上を図る。

#### イ 社会情勢の変化に的確に対応できる政策形成能力

地方分権が具体的に進展し、自己決定権が拡充される中で、地域に関する行政を主体的に担い、個性的な地域づくりを進めていくためには、住民と協働しながら企画・立案・調整・実施・評価などを一貫して処理していく能力が特に重要であるため、その向上を図る。

ウ 独自施策の展開に資する法務能力

独自施策の展開に当たって、各自治体自らが地域に必要な制度をつくり、その責任において執行していくことが要請されることから、そのために必要となる法制執務を始めとする法務能力の向上を図る。

エ 業務を的確に処理する業務遂行能力

業務を着実かつ円滑に遂行し、行政サービスや住民の満足を高めるための能力の向上を図る。

オ 柔軟な発想を伴う意識改革

変化する時代にどう向き合うのか、民間とどう違うのか、公務員のこれまでの意識で良いのかということを考え「意識改革」を図る。

(2) 専門実務研修

ア 専門的な事務に関する専門実務能力

職務を遂行するにあたり専門職員に求められる専門的知識や技能の向上を図る。